軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付届出書について

○要介護1の者等に係る指定福祉用具貸与費〔老企第36号 第2の9(2)〕

算定の可否の判断基準

要介護1の者に係る指定福祉用具貸与費については、その状態像から見て使用が想定しにくい「車いす」、「車いす付属品」、「特殊寝台」、「特殊寝台付属品」、「床ずれ防止用具」、「体位変換器」、「認知症老人徘徊感知器」、「移動用リフト(つり具の部分を除く)」及び「自動排泄処理装置」(以下対象外種目)に対しては、原則として算定できない。また、「自動排泄処理装置(尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く)」については、要介護1の者に加え、要介護2及び要介護3の者に対しては、原則として算定できない。しかしながら94号告示第31号のイで定める状態像に該当する者については、軽度者(要介護1の者をいう。ただし、自動排泄処理装置については、要介護1、要介護2及び要介護3の者をいう)であっても、その状態像に応じて利用が想定される対象外品目について指定福祉用具貸与費の算定が可能であり、その判断については、次のとおりとする。

ア 原則として次の定めるところにより、「要介護認定等基準時間の推進の方法」(平成11年厚生省告示第91号)別表第一の調査票のうち基本調査の直近の結果(以下単に「基本調査の結果」という。)を用い、その要否を判断するものとする。

イ ただし、アの(二)「日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者」及びオの(三)「生活環境において段差の解消が必要と認められる者」については、該当する基本調査結果がないため、主治の医師から得た情報及び福祉用具相談員のほか軽度者の状態像について適切な助言が可能な者が参加するサービス担当者会議を通じた適切なケアマネジメントにより指定居宅介護支援事業所が判断することとなる。なお、この判断の見直しについては、居宅サービス計画に記載された必要な理由を見直す頻度(必要に応じて随時)で行うこととする。

ウ また、アにかかわらず、次の i)から iii)までのいずれかに該当する旨が医師の医学的な所見に基づき判断され、かつ、サービス担当者会議を通じた適切なケアマネジメントによりている場合にあっては、これらについて、市町村が書面等確実な方法により確認することにより、その要否を判断することができる。この場合において、当該医師の医学的な所見については、主治医意見書による確認のほか、医師の診断書又は担当の介護支援専門員が聴取した居宅サービス計画に記載する医師の所見により確認する方法でも差し支えない。

- i) 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に利用者 等告示第三十一号のイに該当する者(例 パーキンソン病の治療薬による ON・OFF 現象)
- ii) 疾病の他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに利用者告示第三十一号のイに該当することが確実に見込まれる者(例 がん末期の急速な状態悪化)
- iii) 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判から利用者 告示第三十一号のイに該当することが確実に見込まれる者(例 ぜんそく発作等による呼吸不全、嚥下 障害による誤嚥性肺炎の回避)

注 括弧内の状態は、あくまでもi)~iii)の状態の者に該当する可能性のあるものを例示したにすぎない。 また、逆に括弧内の状態以外の者であっても、i)~iii)の状態であると判断される場合もありうる。

※ 「利用者告示第三十一号のイ」については別添①参照

基本調査結果による判断の方法(抄)

指定福祉用具貸与事業者は、軽度者に対して、対象外品目に係る指定福祉用具貸与費を算定する場合には、①の表に従い、「厚生労働大臣が定める者」のイへの該当性を判断するための基本調査の結果の確認については、次に定める方法による。なお、当該確認に用いた文書等については、サービス記録と併せて保存しなければならない。

ア 当該軽度者の担当である指定居宅介護支援事業所から当該軽度者の「要介護認定等基準時間の推計の方法」別表第一の認定調査票について必要な部分(実施日時、調査対象者等の時点の確認及び本人確認ができる部分並びに基本調査の回答で当該軽度者の状態像の確認が必要な部分)の写し(以下「調査票の写し」という)の内容が確認できる文書を入手することによること。

○要支援1又は要支援2の者に係る指定介護予防福祉用具貸与費〔老計発第 0317001 号·老振発第 0317001 号·老老発第 0317001 号 別紙1 第2の11【10】(2)〕

算定の可否の判断基準

要支援1又は要支援2の者(以下「軽度者」という)に係る指定介護予防福祉用具貸与費については、その状態像から見て使用が想定しにくい「車いす」、「車いす付属品」、「特殊寝台」、「特殊寝台付属品」、「床ずれ防止用具」、「体位変換器」、「認知症老人徘徊感知器」、「移動用リフト(つり具の部分を除く)」及び「自動排泄処理装置」(以下対象外種目)に対しては、原則として算定できない。

しかしながら利用者告示第八十八号において準用する第三十一号のイで定める状態像に該当する者については、軽度者であっても、その状態像に応じて利用が想定される対象外品目について指定介護予防福祉用具貸与費の算定が可能であり、その判断については、次のとおりとする。

(以下略:「要介護1の者等に係る指定福祉用具貸与費 算定の可否の判断基準」参照)

基本調査結果による判断の方法

(以下略:「要介護1の者等に係る指定福祉用具貸与費 基本調査結果による判断の方法(抄)」参照

1. 届出を必要とするもの

要支援1,2及び要介護1の利用者が例外給付対象の福祉用具を貸与する場合。(ただし、自動排泄処理装置(※尿のみを吸引するものを除く)については、要支援1,2及び要介護1,2,3の利用者)

※「基本調査結果による判断の方法」において、「厚生労働大臣が定める者」のイへの該当性を判断するための基本調査の結果の確認ができた者については、特に提出を求めません。

この場合、当該対象外品目をケアプランに位置付けるにあたっては、主治の医師から得た情報や、福祉用具相談員のほか軽度者の状態像について適切な助言が可能な者が参加するサービス担当者会議を通じた適切なケアマネジメントにより、指定居宅介護支援事業所が判断してください。なお、この判断の見直しについては、居宅サービス計画に記載された必要な理由を見直す頻度(必要に応じて随時)で行ってください。

2. 例外給付届出書の有効期限

開始日⇒届出日、もしくは貸与開始前届出の場合は貸与開始予定日。

※貸与開始前に届け出てください。

暫定ケアプランを作成する場合も同様です。要支援や要介護1の結果が想定される場合は、暫定 ケアプランにおいての貸与開始前の届出が必要です。

- 終了日⇒要介護認定または要支援認定の有効期限の満了日。
- ※継続して福祉用具貸与例外給付が必要な場合は、要介護認定の有効期間終了前に再度届け出る必要があります。

当該届出は、届け出た品目に対してのみ有効となります。認定期間内に貸与を受ける福祉用具の 種目を変更・追加する場合は、あらためて届出が必要です。

3. 要支援・要介護の両方の暫定ケアプラン作成時の取扱について

区変の結果が要支援・要介護いずれの認定結果となるかの判断が難しく、要支援・要介護の両方の 暫定プランが作成されている場合の届出は、届出書提出者の事業所名と担当者名・事業所印欄に、 「居宅介護支援事業所」「介護予防支援事業所」双方のものを記載、押印をした届出書を一部提出 してください。また、要支援・要介護の両方のケアプランの提出が必要です。

- 4.要支援の利用者のプランが居宅介護支援事業所に委託されている場合
 - ・届出書は、委託先の居宅介護支援事業所が作成してください。
 - ・委託元の指定介護予防支援事業所の担当者が届出内容の確認をし、該当する指定介護予防支援事業 者名と担当者名の記名をする。
 - ・指定介護予防支援事業所及び担当者名の記載のある届出書を提出(予防支援事業所経由も可)

5. 届出の流れ

表① 「基本調査の結果」に 該当する場合

直近の認定調査結果にて判断

サービス担当者会議にて①の 直近認定調査結果内容を共有 した上で、福祉用具利用につい て検討

プラン原案を本プランに確定する

届出は不要

※この判断に関するアセスメント内容は必ず記録し、判断に用いた文書等については、サービス記録と併せて保存する必要があります。

表① 「基本調査結果によることができない場合」(車いす)

主治の医師から得た情報や、福祉用具相談員のほか軽度者の状態像について適切な助言が可能な者が参加するサービス担当者会議を通じた適切なケアマネジメントにより指定居宅介護支援事業所が判断

プラン原案を本プランに確定 する

1

 \downarrow

「例外給付届出書/車いす(電 動車いす)が日常生活上必要な 利用者の福祉用具貸与にかか る判断上の留意点」提出

※品目が移動用リフトの場合はご連絡ください。

1

介護保険担当にて精査

↓

所と連名とします。

受理書の送付 ※要支援者を委託する場合は、 担当の指定介護予防支援事業 表① 「医師の医学的所見から」 に該当する場合

医師の医学的な所見に基づき i) からiii) までのいずれかに該当すると判断

主治の医師等への聞き取りを行なう(※1)医療機関名・医師の名前・聞き取りをした日にち・聞き取り内容の記録が必要です

プラン原案を本プランに確定す る

<u>「軽度者に対する福祉用具貸与</u> の**例外給付届出書**」提出

介護保険担当にて精査

受理書の送付

※要支援者を委託する場合は、 担当の指定介護予防支援事業所 と連名とします。

6. 届出書類

- 1)「軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付届出書」<u>もしくは</u> 「例外給付届出書/車いす(電動車いす)が日常生活上必要な利用者の福祉用具貸与にかかる判 断上の留意点」
- 2) 居宅(介護予防) サービス計画
- 3)サービス担当者会議録
 - ※サ担会の記録に(※1)医療機関名・医師の名前・聞き取りをした日にち・聞き取り内容の記載がない場合は、任意の様式に記載のうえ、追加書類として添付してください。 なお、「任意の様式の一例」として、本市で準備したものがあります。